

江戸土木行政の施工形態について

A study on the form execution of the public work administration in Edo era

篠田哲昭** 中尾 務***

by Tetuaki SHINODA and Tutomu NAKAO

概要

江戸の土木事業は施工形態から町奉行所の請負方式と勘定所の直営方式との二元制で実施されている。この施工形態は如何なる理由によるものなのか、若干の事例に基づき、その経緯を明らかにしようとするものである。

1. はじめに

江戸府内の橋梁については、1732（享保17）年8月「公役金ヲ以テ府内橋梁ノ経費ニ充ツ」⁽¹⁾という申渡

があり、年間千五百両迄分を公役金にて新規の掛け直し、修理を町奉行所が担当していたが、財政悪化による倭約の方針により、1734（享保19）年3月白子屋勘

表-1 江戸土木行政の機構概念図

支配	区域	職制	施工形態	機構等の推移
老中	直轄	幕制 特命奉行（管理、道中奉行） 特命奉行（管理、町奉行）	直営	
	勘定奉行方	御普請役 代官所手代 堤方役等	直営	
				武蔵野開発 酒匂川治水
町奉行方	町	与力 同心道役（町役人）	請負	樋橋切組制度 定川掛制度 三橋会所

年代 1700 1800

注1、勢田唐橋は膳所藩委託

注2、御入用橋
町入用橋
川竣工事

享保5年	延享元年	寛政2年	文化8年	文化9年	文政2年	嘉永6年
国役普請始まる	勘定所へ移る	定川掛制度創設	村三橋会所設立			三品川台場所廃止

* Keyword：江戸期、施工形態、土木技術行政

正会員 北海道建設工学専門学校 *元北海学園大学講師

(〒065-0005 札幌市東区北5条東8丁目1-35)

七と菱木屋喜兵衛の二人に、御入用橋86橋、その他40橋の計126橋を年間八百両で定請させている。1738（元文3）年には1橋を加え、127橋を年間千両に増額し請負わせている。なお兩國橋と新大橋は除外されている。

また川普請等の治水等は勘定奉行が配下の御普請役を派遣し、全国の農民を使役して工事を行う直営体制をとっていた。

このように町奉行所支配は請負制（入札）方式、勘定所支配は直轄の直営方式が採られていた。

本報告は江戸土木行政の町奉行所と勘定所との二元的施工形態について検証を試みたものである。

2. 大川橋（吾妻橋）架設にみるクレーム

1772（安永元）年町人により兩國橋上流の浅草花川戸町から本所への大川橋（吾妻橋）架橋の願いが出されている。

この橋は、浅草花川町家主伊右衛門と下谷龍泉寺町家主源八からの出願である。個人で橋を架設し、維持管理は、武士を除く一人二銭の渡銭により行い、その後六年目より冥加金年五十兩上納するとの内容である。

右之者共願出候は、浅草大川通兩國橋より上之方船渡は二ケ所有之候得共、風雨強節は渡船も止り其上出火之節も風烈に候得者渡船止り候故、立退候もの難儀仕候に付、浅草花川戸町六地藏河岸より本所中之郷河岸へ、自分入用を以新規に橋相懸ケ、武士方を相除、往来之者より壹人に付渡銭貳錢宛取之、永々橋懸ケ直修復共退轉無之様に可仕候、願之通申付候はゞ、出水之節者品々手當致し押流し不申候様に仕、右橋出来後五ケ年過六ケ年目より、冥加として壹ケ年金五拾兩宛永々上納可仕旨相願候間、町年寄共へ申付為相糺、猶又障有無並大水にて、萬一右橋押流し、兩國橋へ押懸損所出来致候節等之儀も相尋候處、若右體之儀御座候はゞ、御修復御入用金五百兩迄は三分二、六百兩より千兩迄は半金、貳千兩以上者三割宛上納可仕旨申立候、右之通相願候に付一通り相糺候處、大川通新規に橋相懸候儀、容易には難被仰付筋にも可有御座哉、殊に新大橋、永代橋之儀も先年御取拂被仰付、其砌依願町橋に被下置、當時大川通橋三ケ所にて、唯今迄差支も無御座候間、難申付趣申聞、訴狀差返し候様可仕哉、併風雨強節者渡船も止り、往来之もの兩國橋へ相廻り、並出火之刻、風烈之節者渡船相止り、立退候者別而難儀可仕儀、其上年聊御益筋をも申立、度度願書差出候儀に御座候間、猶又願之趣吟味仕、障有無等得と相糺候上、相伺候様にも可仕候哉、此段奉候候、以上⁽²⁾

辰九月

曲淵甲斐守

（朱書）

但、水上大水にて千住大橋押流し、此度相願候橋へ押懸、若新規橋も同様に被押流、兩國橋及破損候儀も有之候はゞ、其節者割合之儀差出候儀難仕旨申之候⁽³⁾

この史料には万一大川橋が崩壊し、下流の公儀橋（兩國橋）に被害をもたらした場合、その対処はどのように行うのか問われていることが記されている。

それに対しては被害補償をするということで、1774（安永3）年2月に許可されている。

今日では考えられない内容といえる。

このクレームは公儀橋が被害を受けた場合、その費用を負担しなければならない勘定所から起こされたものとみると納得できる。いいかえると勘定所（武士側）から申請者、町奉行所（町人側）に補償を求めたものと思われるのである。また朱書の史料には上流の公儀橋千住大橋が大川橋（吾妻橋）に被害を及ぼした場合の補償が記されている。この条項は町奉行所側からの反撃とも読みとれるのである。



写真-1 明治初年の大川橋（吾妻橋）
（東京市史稿市街篇第四十五）

3. 勘定所と町奉行所の土木行政をめぐる相克

（1）堅川浚いにみる入札例

堅川は「堅川浚いを受負相勤候」⁽⁴⁾と道役の先祖が記した由緒書にあるように、1659（万治2）年掘削され、1730（享保15）年と1757（宝暦7）年に2度の部分的浚い工事が行われている。1784（天明4）年には、新開地の舟運が困難になり本格的な浚渫が必要となった。

この天明の浚いは「去冬御入用金千六百兩余ハ仕越之積ニ仕、一同国役普請之積りを以、十分一御入用、九分国役割、当分御取替金ニ而浚被仰付可然哉ニ奉存候。」⁽⁵⁾とあるように仕越普請となっている。浚いは町奉行が担当で、同年4月に22名が参加して競争入札を行ったが、予算超過により不調に終わり後日仕様を

変更し、再度入札を行い本所柳原壹町目家主伊兵衛他1名が請負、11月に竣工している。

この入札には堅川浚工事の積算をしている道役が応札している。これは入札者を意図的に多くする為の工作かと解釈することはできるが、理解しにくいことである。

また文中にある「御勘定方より來候目論見帳ニは」という箇所は、町奉行所支配地に勘定所が介入していることを示し、仕越普請とあるのは財源がないまま借金により賄わなければならなかった事情があったといえる。

さらに將軍の鷹狩御座船の通行予定もあって、期限に迫られた町奉行側が御取替金（勘定所支配）に財源を求めたものとも想像される。

本所堅川浚御普請御入用内訳書⁽⁶⁾

御入用内訳

一、本所堅川長二千七百間余

幅廿間より拾五間迄

敷拾間

〈中略〉

惣土坪二万七千二百三十五坪五合

一、堀方賃銀合金二千七百二十三兩二分銀三匁

但一坪ニ付平均銀六匁掛り

〈中略〉

惣高合金四千八百七十二兩二分三匁

右之通内訳帳被仰付仕立差上申候。若相違之儀も御座候ハズ、仕直し差上可申候。以上

辰五月

本所柳原一丁目家主

伊兵衛

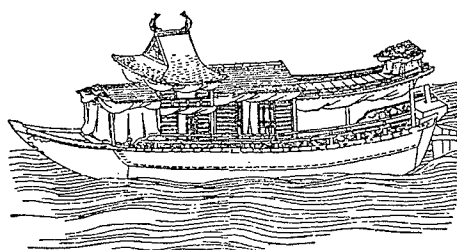
深川元町吉兵衛店

甚五郎

当時の川浚い施工例として、1748（延享5）年来日の朝鮮通信使船団が描かれている、「朝鮮人来聘記」所収の「朝鮮聘礼使淀城着来図」をみると、先頭に浚渫船（砂さらい船）五隻が配置され、淀川の川浚いを行っている。その後を川御座船が綱引人足に曳かれて引きあげられている様子がわかる。

表 船 形 之 図

川御座船



砂舟



図-1 川御座船と砂舟
（和漢船用集巻第五）

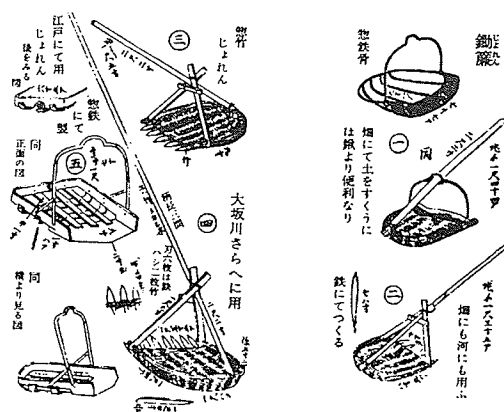


図-2 鋤簾
（農具便利論）

(2) 中洲の撤去

中洲は、隅田川右岸新大橋際の三股（三又・三派・三流）と呼ばれるところに築立された新地である。

中洲の築立は江戸伝馬役の財政補助を目的として行われ、請負人は江戸三傳馬町の傳馬役馬込勘解由・吉澤主計・高野善次郎・小宮善右衛門・宮邊又四郎の5名であった。

廿七日庚午○明和七年（西曆一七七〇年）九月幕府三傳馬町傳馬役ニ、五箇年間年々金九百五拾兩ヲ支給シ、六年目ヨリ年々金四百兩ヲ給付スルコトトシ、以テ傳馬助成金ト為サシメ、猿江材木藏内堀及本所船藏前出州ノ浚渫、並ニ大川端三俣出州ノ填築ヲ命ス⁽⁷⁾

六月十六日乙酉○明和八年（西曆一七七一年）隅田川三俣出州 ○都内中央區 九千坪ヲ築立、町奉行ノ支配トシ、明和九年 ○西曆一七七二年 十月填築完成ス⁽⁸⁾

このように中洲は1771（明和8）年6月に起工、1772（安永元）年10月に竣工している。

その後、1786（天明6）年7月に起こった隅田川大

洪水が、隅田川両岸に大きな被害を与えた。その原因は中洲の築出にあるという理由により、撤去を命じられている。

三月 ○天明七年（西暦一七八七年）三俣富永町、水行ノ妨ゲトナルタメ、六年後ニ掘揚ゲノ積り、老中水野出羽守ヨリ申渡シアリ⁽⁹⁾

さらに1789（寛政元）年10月17日には中洲撤去のための御用懸が任命されている。

御用懸⁽¹⁰⁾
1789（寛政元）年十月十七日 大川筋浚御普請御用
久世丹後守（勘定奉行）・坂部十郎右衛門（御目付）
同年十月十九日 属吏任命
御勘定組頭：佐久間甚八・今村五右衛門 井上岩次郎
支配勘定：富田九八郎
御勘定：坂野喜六郎・谷田久太郎 重田又兵衛
同格見習：若林磯八郎
同年十月二十五日 大川筋浚御普請御手伝
立花左近将監・阿部伊勢守・秋元但馬守
同年十月二十六日 大川浚ニ付錢通用督励⁽¹¹⁾
同年十一月十三日 大川浚普請引請人⁽¹²⁾
樋橋切組方大工棟梁：岡田治助 蔵田屋清右衛門

上記の御用懸からみて、撤去は勘定所主体で行われ、資金はお手伝い大名からの拠出である。この御用懸により、1789（寛政元）年10月から1790（寛政2）年にかけて、中洲の撤去が実施された。

この中洲撤去は、勘定所の伝統的仕法である論所取扱準則、「堤川除井堰用悪水道橋普請田畑新開場水行故障等取扱類」⁽¹³⁾にしたがい行われたものと考えられる。

論所取扱準則には、「後発の堤防を嵩上げたことにより、既設の堤防が決壊した場合には、新堤の高置土を削り取る。また洪水の原因となる新開の土地は土地台帳に記載することなく、元の流作場に戻せ。」と記されている。

論所取扱準則⁽¹³⁾
堤川除井堰用悪水道橋普請田畑新開場水行故障等取扱類
一、當時用水不引といふとも古來より之組合離候事禁也
（中略）
一、堤重サ置土水行之障ニ成ルニおゐてハ削取之也

（中略）

一、水行之障成候地面水帳ニ不書載新開之類ハ圍取拂流作場たるへし

引書 ○地改役心得書

（3）定川掛制度の発足

中洲撤去の同時期に町奉行所支配の定請負人が次々と追放されている。

江戸向本所深川橋々之儀、是迄白子屋勘七菱木屋喜兵衛受負罷在候儀、普請遅滞等致シ不行届義も有之候ニ付、定受負之儀取放可被申候。右橋々之儀は為試御普請ニ被仰付候間、可被取扱候。尤御勘定奉行吟味役等川々定掛り之分取扱候様ニ被仰付候間可被談候⁽¹⁴⁾

これは1790（寛政2）年2月26日松平越中守から町奉行池田筑後守への申渡である。

これによると追放理由は「普請遅滞等致シ不行届義も有之候ニ付」というものであった。

このような追放は、町奉行所主導の請負制を否定する意図により行われたのかとも思われるのである。

三月二十一日 ○寛政二年（西暦一七九〇年）
御入用橋定請負人役儀取放タレ、町方勘定方両掛り直普請トナルニヨリ町方ニ申渡アリ⁽¹⁵⁾

1790（寛政2）年3月の定請負人追放後の、町奉行所と勘定奉行所との両掛による記録は、1790（寛政2）年4月13日付の江戸川橋修理工事⁽¹⁶⁾がある。その後の1790（寛政2）年7月17日に定川掛制度が発足している。

「寛政二年戌年七月十七日」⁽¹⁷⁾

（中略）

橋御掛り

池田筑後守殿（町奉行）
久世丹後守殿（勘定奉行）
高尾惣十郎殿（勘定吟味役）
佐久間甚八殿（勘定吟味役）

支配勘定格見習 若林磯八郎
御普請役元 早川富三郎

御普請役	直井弥太夫
	神谷貞一郎
本所方	佐野五郎左衛門
江戸向	吉田百助
本所方	服部仁左衛門
江戸向	谷村源次郎

上記の組織を見ると、橋掛として町奉行、勘定奉行が指名され、それぞれの配下が本所・江戸市中の橋梁

橋梁の取締は町奉行所に定橋掛りがあり、本所・深川は本所見廻りが支配していた。翌1791（寛政3）年の芝金杉橋架け替え時⁽¹⁸⁾にも同様な組織で実施されている。

このいくつかの事例から、定川掛制度を成立させることにより、勘定所が町奉行所支配の土木行政に介入することができるようにしたものと考えられるのである。

さらに1793（寛政5）年十月三日の「池田筑後守殿中村又蔵へ御渡 本多弾正大弼殿御渡被成候御書付写」には、「本所深川御入用筆墨紙人足賃、下水樋修復入用、并是迄常湊受負之者冥加役に仕來候處、其外共向後壹ケ年御入用金五拾八兩に相定、右極高より不相増様可被取計候」、「¹⁹⁾とあり、町奉行所所管の土木行政は一カ年五十八両までの維持管理のみとなっている。この記述からも町奉行所の土木行政権限が限定されているのがわかる。

こうして土木行政の一元化の方向をたどったかにみえるが、勘定所は国防費の増加、三大橋の維持費等、人的にも予算的にも重荷になったと想像され、後の請負制へと移行していったものと考えられる。

(4) 三橋会所の設立と廃止

三橋会所は1809（文化6）年2月に菱垣廻船積問屋仲間により設立され、当初の目的は菱垣廻船の再建にあったが、後に幕府の米価政策のための御用機関と化していった。また同時に永代橋・新大橋・両国橋三橋の架け替え、維持管理を請け負うことを幕府に申し出ている。⁽²⁰⁾

この会所は1819（文政2）年に解散しているが、三橋についての施工記録は少なく、東京市史稿変災篇第二に

文化九年七月 両国橋より十番の芥留杭倒れる

文化十二年五月 兩國橋芥留杭五力所損傷報告

と記録があり、会所が修復等を行ったものと思われる。また林玲子著「江戸問屋仲間の研究」によると、三橋会所1819（文政2）年の支出の項に「三橋助成地入用月々渡し高並大川橋新規懸替其外諸入用共」として6,457両が計上されている。

このように三橋会所により橋梁の維持管理が行われたことは明らかではあるが、施工形態等については不明な点が多く、今後の課題である。

そのほか三橋会所の記録としては

廿五日乙卯 ○文政二年 市人杉本茂十郎ノ町奉行付用達十組間屋頭取ヲ罷メ、同時ニ米会所ヲ廢シ、永代橋新大橋兩國橋三橋ノ請負ヲ停メ、三橋会所ヲ解散セシム。⁽²¹⁾

と解散について東京市史稿に記されている。

項目	金 高	%	細 目
買米関係	126,791 19,052 5,708 3,346 3,808		大坂買付米損金 江戸買付米損金 去歲より文政元年、10月11日中買付米損金出高差引張り高 大坂買付米々内御当地へ積取分損金 江戸大坂買付米々内購入用高
	158,705	56.0	上記合計
卸売関係	4,554 155 535		対州御用輸入用 銀兩塩干々御用引受候節損金 紀州御原座より成引受彼御付候節取戻方差損金
	5,244	1.8	上記合計
貸付	20,500 6,947 1,693 1,220		組内貸付金々米方貸付金々高 船入船出金々付大坂向行商第三歩銀九軒式少銀當地防成 銀共引引越金 銀貨諸々元々貸付金々高 鐵貨諸物如額之義ニ付越前船小一兵衛江 貸付其外諸入用
借金	283,280 140 23 18		鐵貨久生新門積込金々高 田中助左 普請金かし征敵清残り 田中助左 昇屋有御門積込金々高 大川橋本々延保在御門 半次郎貸付月賦清残り 近世三人々賃金正賦残り
	31,104	11.0	上記合計
利息	55,035	19.4	組内差加金其外時預り之分利息払寄
仕入費用	3,600 3,500		前立清算部商一件ニ付取扱金 前立銀納正 砂鋸磨力一件ニ付取扱金
	7,100	2.5	上記合計
倉庫入用	14,646 6,457		金所月々積置費々高 三協助成地入用年月々渡し高々大川橋新規修繕其外諸入用
倉庫入用	95		未開詳地圖年間約定後より即二月迄月々入用家守給
倉庫入用	91		金所シメ高
	21,289	7.5	入船是見分入用右船作事其外船舶頭金共
	3,818 538 500 195 70		三協借返納納済方々高 新年・難儀向合力金 貞親御地而不用ニ付課税之節差損金 麥酒船舶不運仕立支金々付塩買替爲致控金計切損金 去年（文政13年）終上金上納之節不足ニ付御掛り名主兼取取戻ニ付立算金
	5,121	1.8	上記合計
総計	283,588	100.0	

表-2 三橋会所出金高表（文政2年改）
（江戸問屋仲間の研究より）

4. 品川台場の建設にみる請負制度

品川台場は幕末期の海防施設として、品川宿の沖合に砲台を11箇所建設したものがある。1853（嘉永6）年8月起工し、1854（安政元）年4月に一番・二番・三番砲台が完成、五番・六番は同年11月に完成しているが、四番は途中、七番は海中埋立のみの出来上がりで、其外は全部中止となっている。

この工事は一・二・三番の台場は御大工棟梁平内大隅の請負で行われ、五・六番の台場は勘定所御用達岡田治助が担当施工している。また施工されなかったが十番・十一番は請負人柴又村年寄五郎右衛門との記録がある。

一金九十八万六千四百九十一兩三分余

内海一・二・三・五・六御台場、四番岩
埋立、品川御殿山下海岸御台場御普請、
大筒鑄立、台仕立、玉鑄造、大船其外御
船製造、石類銅鉄鋳等諸扨代並諸職人足
賃銀額御入用

肉

金七十六万三千八百七十一兩二分余

御台場御普請御入用

金十五万八千九百六十三兩一分余

大筒並台玉共御入用

金六万三千六百五十七兩余

大船其外御船製造御入用

但追而仕上の上増減御座候筈⁽²²⁾

品川台場の総予算記録である。当時の幕府にとって

九十八万余の巨費支出は財政上困難であったと思われるが、工事は江戸府内や大阪市民の献金を募り、請負体制で施行されている。同じ海防施設として1863（文久3）年に完成した箱館弁天岬砲台は、当初は一部請負制、他は直営で行われたが、途中で請負制に変更された。⁽²³⁾ この弁天岬砲台は、品川台場建設方式が適用されたものと考えられる。

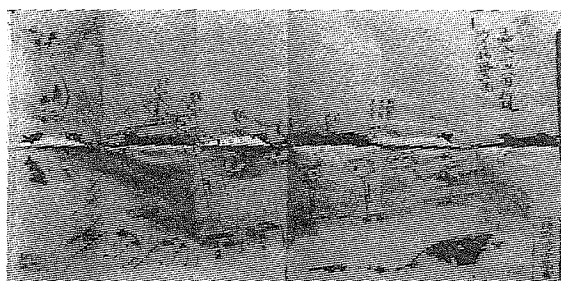


写真-2 品川台場
(東北大学図書館狩野文庫蔵)

5. 幕末期町奉行所の請負制度

1790（寛政2）年7月の定川掛制度の発足後は、勘定所主体で橋梁の維持管理や川浚い等が行われたものと思われるが、幕末期には請負制で工事が施工されている事例をみることができる。

此度大川橋掛直御修復ニ付、請負相届候ものハ、来ル廿五日 ○○安政六年十二月 迄ニ、町年寄館市右衛門方へ罷出、仕様帳写取、場所見分之上、来ル廿七日 ○安政七年二月 四時北御役所へ入札持参可致候。尤落札之ものハ家持証人相立候儀ニ候間、其段可相心得候。右之通、町中不洩様可相触候。⁽²⁴⁾

二月十八日 ○安政六年

町年寄

役 所

なお大坂町奉行所の事例でも請負制がみられる。幸田成友著の「江戸と大阪」によれば、「公儀橋の費用は大阪金蔵から支出され、1769（明和6）年塚口屋七兵衛なるものに旅籠屋株三百株を許し、冥加として鳴野橋を除き、他十一橋の普請を請負はしめた。」とある。

また川浚いについて「大阪市史第二」には「天保六年川々常浚請負人九条村吉兵衛病死せしを以て、弟吉次郎名を仁左衛門と改め、請負を継続し、(中略)而して常浚費の出所たる川浚冥加金の存廃につきては、冥加金銀上納免除の令ありし後、久しく何等の沙汰も無かりしが漸く天保十四年六月に至り、株仲間の上金とは性質相違すれば、旧の如く上納すべしとの命ありき。」とある。このように川浚いも請負制にしている。このような事例からみて、江戸も同様に請負制で行われ、受益者負担で施工していたと想像される。

定川掛制度発足後の直営体制からこのような請負体

制にふたたび変更された時期については、現時点では確定することができない。

6. むすび

定川掛制度により勘定所が町奉行所支配の請負制度に介入したかに思われたが、いくつかの施工形態の事例を見ると、請負体制で工事が施工されている。

勘定所は経費節減の一貫として請負制から直営制へ移行すべきと体制づくりを行い、土木技術行政の一元化が図られたかには見えたが、実現しなかったのは、町奉行所に土木行政を実施する組織が無く、町年寄による町方制度に依存しなければならなかったのが主たる理由と思われる。

問題は工事の品質管理にあった。そのため川浚い如きは舟数などの規制をするなどの留意が払われている。

直営体制から請負体制にふたたび変更された時期については、確定できないが今後の課題として調査を進めていきたい。

いずれにしても、町方行政は請負制度によらざるを得なかったからとみられる。

明治期になって大蔵省土木寮の支配下で全国統一が完成し、中央集権が確立した。

しかし施工形態は鉄道は請負、一般土木行政は直営主体の体制として後代に継承された。

【参考文献】

- (1) 東京市史稿 橋梁篇第二 p 849
- (2) 日本財政経済史料巻四 p 1065
- (3) 日本財政経済史料巻四 p 1070
- (4) 東京市史稿 港湾篇第一 p 798
- (5) 東京市史稿 港湾篇第二 p 81
- (6) 港湾篇第二 p 95-96
- (7) 産業篇第二十三 p 245-246
- (8) 産業篇第二十三 p 518
- (9) 産業篇第三十 p 726
- (10) 市街篇第三十 p 587-588
- (11) 産業篇第三十三 p 401
- (12) 産業篇第三十三 p 422
- (13) 徳川禁令考後聚第一帙 p 520-521
- (14) 東京市史稿 産業篇第三十四 p 148
- (15) 産業篇第三十四 p 145
- (16) 産業篇第三十四 p 321-322
- (17) 産業篇第三十四 p 435-436
- (18) 産業篇第三十六 p 150
- (19) 日本財政経済史料巻九 p 1044-1045
- (20) 林玲子「江戸問屋仲間の研究」 御茶の水書房 p 204-205 1967
- (21) 東京市史稿 市街篇第三十五 p 199
- (22) 土木学会編：明治以前日本土木史 p 1329
- (23) 「箱館表御台場普請留」 国立公文書館蔵
- (24) 東京市史稿 市街篇第四十五 p 729